

# 労働者派遣事業におけるマージン率の公開（東京本社）

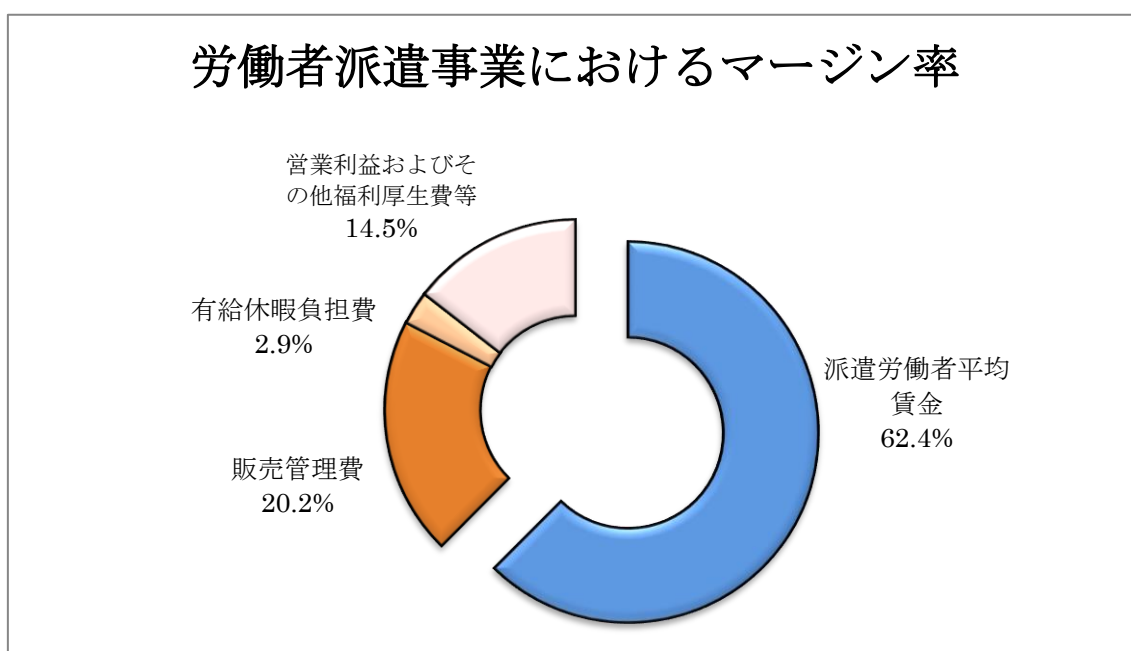
平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（以降マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

当社では、事業年度毎の決算終了後に前期の平均マージン率を公開いたします。

なお、このマージン率は以下の計算式にて算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

以下数字は令和元年 9 月決算



派遣労働者の数	92 名	
派遣先の数	3 社	
マージン率	37.6%	
教育訓練に関する事項	教育内容	ISMS、P マーク教育、PC 教育など
	対応者／対象者	派遣事業委員会／入社 3 年目までの希望者
	教育方法	OJT
	実施人数／期間	18 人／令和元年 8 月 8 日～9 月 12 日
	賃金対象有無	有
派遣料金の平均額	19,917 円（1 日 7.5 時間換算）	
派遣社員の賃金の平均額	12,431 円（1 日 7.5 時間換算）	
労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している（終期 2021 年 3 月 31 日）	
協定労働者の範囲	派遣先で業務に従事する従業員のすべて	

（当該割合に小数点以下一位未満の端数であるときは、これを四捨五入する）

マージン率に含まれるものとして

- ・雇用主として負担する社会保険料（労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）
- ・派遣労働者が取得する年次有休休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・資格取得や技術研修、社外研修参加補助に充当した費用
- ・営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃料や宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ・営業利益

などが含まれています。